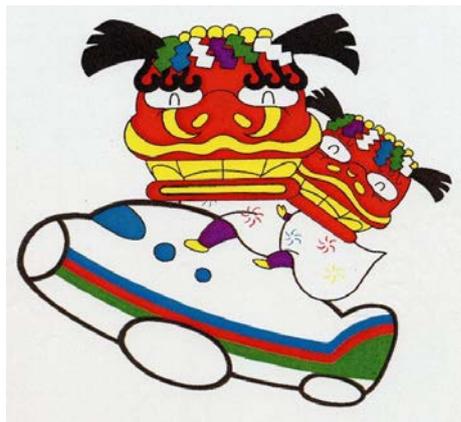


平成27年度  
第1回高松市香南地区地域審議会  
会議録

と き：平成27年6月19日（金）

ところ：高松市香南コミュニティセンター大ホール



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」

平成27年度  
第1回高松市香南地区地域審議会  
会議録

1 日時

平成27年6月19日（金） 午後2時開会・午後4時57分閉会

2 場所

高松市香南コミュニティセンター 大ホール

3 出席委員 14人

会長	赤松千壽	委員	佐野健藏
副会長	松下桂子	委員	高木民子
委員	石丸英正	委員	富田壽子
委員	井上優	委員	中村麗子
委員	植田義信	委員	丹生修
委員	小比賀富沙子	委員	松本弘範
委員	樽谷征子	委員	三好正博

4 欠席委員 1人

委員	井上庄司
----	------

5 行政関係者

市民政策局長	城下正寿	財政課長	石原徳二
政策課課長補佐		スポーツ振興課長	
	松本徳		高尾和彦
市民政策局次長地域政策課長事務		スポーツ振興課長補佐	
取扱	多田雄治		高本直人
地域政策課長補佐			

植 田 敬 二 地域政策課地域振興係長	都市計画課長 木 村 重 之 都市計画課長補佐
藤 川 盛 司 人事課行政改革推進室長	三 宅 秀 造 都市計画課係長 正 本 幸 生
諏 訪 修 司 人事課行政改革推進室長補佐	道 路 整 備 課 長 中 川 聡 道 路 整 備 課 長 補 佐
鈴 木 和 知 総務局次長危機管理課長事務取扱	大 高 和 道 路 整 備 課 係 長 増 尾 真 吾
宮 脇 一 正 危機管理課長補佐	教 育 局 次 長 総 務 課 長 事 務 取 扱 森 田 素 子
西 吉 隆 義	交 通 政 策 課 長 板 東 和 彦

6 事務局

支 所 長 石 淵 孝 博 支 所 長 補 佐 管 理 係 長 事 務 取 扱 柏 敏 城	管 理 係 副 主 幹 高 竹 ち ず る
---	-----------------------

7 傍聴者 3人

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

ア 建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について

イ 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について

#### (2) 協議事項

ア 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

### 4 その他

### 5 閉 会

午後2時 開会

### 会議次第1 開会

○事務局（柏） お待たせをいたしました。

予定の時間がまいりましたので、ただいまから平成27年度第1回高松市香南地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、非常に御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、井上庄司委員さんから、諸用によりまして欠席される旨の御連絡をいただいております。

また、本日は、オブザーバーの辻市議会議員さんにも御出席をいただいております。

次に、傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人の方におかれましては、傍聴証の裏面にあります事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、赤松会長より御挨拶を申し上げます。

○赤松会長 ご一同さんにこんにちは。

久しぶりに顔を見るような気がするのですけれども、よろしくお願いします。

今、司会の方から話がありましたけれども、平成27年度の第1回高松市香南地区地域審議会の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。平成18年以来、合併の建設計画をより効率的に推進するため、多くの期待と眼差しを背に感じつつ、委員の皆様と共に、一生懸命で取り組んで参りましたが、当初の計画期限が目前に迫ってきました。地域審議会開催の度ごとに、関係皆様方の御尽力と格別の御協力のお蔭で、合併の建設計画は比較的順調に進んでおりますと、常に申し上げてきましたが、本当は建設計画に明るい希望と、新しい町づくりへの期待を込めた、希望的観測が多分に働いた、節回しであったのではないかと、自分ながら強く、深く反省しているところでございます。諸般の事情から、私たち地域審議会の寿命は延長の方向が示されましたが、具体策については、まだまだ確定はされておられません。長い間皆さんに知恵を絞って戴いた、香東川の橋から西の取り付け道路の問題や、スポーツ施設の夜間照明設備の建設時期などをはじめ、行政組織再編のことなど、まだまだ予断を許さない、重要な課題が山積しております。国を挙げて地方の創生

が力説されるこの時期に、この地方が疲弊するような道を進むことに、安易に妥協してはならないと考えています。多くの先輩の知恵と力によって、合併も空港もできましたが、この町が今日に至るまでの経緯と近未来も考慮して、賢明な判断を希望します。

土砂崩れや津波の心配がない高松空港は、地球環境の急変による、自然災害に備えて、四国の救援拠点にとさえ云われるようになりました。東京に一番近いこの町は、益々賑わいを盛んにして、活気ある町として育て、守り抜かなければなりません。故に香南地区の地域審議会としては、今まで以上に、精力的な取り組みが期待されています。本日の会議日程では、時間配分が気になるところではありますが、より良い結論が得られるまで、時間を延長してでも御審議を賜りたく、開会に当たりお願いを申しあげ、御挨拶に代えます。よろしく申し上げます。

○事務局（柏） ありがとうございます。

それでは、これ以後の議事進行につきましては、赤松会長さんをお願いいたします。それでは、赤松会長よろしく申し上げます。

○議長（赤松会長） それでは、本地域審議会の協議第7条第3項の規定により、「会長は、会議の議長となる」とありますので、これ以後の議事について、議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、本地域審議会協議第7条第4項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

## 会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（赤松会長） それでは、会議次第2、会議録署名委員の指名に移ります。

会議録への署名委員を指名させていただきますが、本地域審議会の名簿順をお願いいたします。

本日の会議録署名委員には、中村 麗子委員さん、丹生 修委員さんのお二人をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

## 会議次第3 議事

### (1) 報告事項

ア 建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について

イ 建設計画に係る平成27年度の実施事業に係る意見に対する対応内容等について

○議長（赤松会長） 次に、会議次第3、議事（1）報告事項に移ります。

ア「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について」と、イ「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について」は、関連がありますので一括して説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 地域政策課の多田でございます。よろしくお願いいたします。本日私を含め、職員の説明につきましては座って説明をさせていただきますので、ご了承賜りたいと思います。

それでは、報告事項のア建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について、資料を基に、御説明をさせていただきます。お手元に、A3サイズの大きい横書きの表が2種類あると存じますが、その内、右肩に資料1と書いております建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況をご覧ください。この資料は、一番左側の欄にまちづくりの基本目標として、①の「連帯のまちづくり」から⑤の「参加のまちづくり」までの5つの基本目標ごとに、「施策の方向」、「施策項目」、「事業名」、「平成27年度事業計画の概要」を記載し、「平成27年度の当初予算額」と「平成26年度の当初予算額」を対比させ、その「比較増減額」を記載しております。時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の「平成27年度の予算化の状況」を申し上げます。

まず、①連帯のまちづくりでは、「特別保育」として、延長保育、障がい児保育などに989万6千円、3行目でございますが「人権教育の推進」として、みんなで人権を考える会2015・市民講座・研修会の開催などに454万5千円でございます。②循環のまちづくりでは、「水道管網の整備」として、配水管の布設、老朽ビニル管の更新に2,353万6千円、「中継ポンプ場運転管理（下水）」として、190万8千円、「合併処理浄化槽設置整備事業」として、設置助成20基分の612万1千円でございます。③連携のまちづくりでは、「幼稚園、小・中学校施設の整備」として、香南中学校プールサイド床改修工事の456万9千円、「香南体育館（旧勤労者体育センター）の改修として30万円、「市営住宅の整備」として、香南町北部団地（16戸）の解体、造成工事、移転補償、仮設住宅のリース等1億5,805万1千円、「香南歴史民俗郷土館の充実」として、施設の維持管理や常設展示の充実など、1,280万7千円でございます。④交流のまちづくりでは、「香南アグリームの機能の活用」として、1,025万7千円、「グリーン・ツーリズム推進事業」として24万円、「元香南陶芸館の管理運営」では「香南陶芸クラブの活動の場として元香南陶芸館の活用及び外壁修繕」に86万1千円。「ボンフェスティバルIN香南の開催」

として184万円。「香南楽湯の運営」では、香南楽湯の運営及び修繕に1,072万7千円、「市道等の整備」として、香川綾南線など6路線の改良工事等1億6,035万円でございます。以上合わせて、総額で4億757万8千円を予算措置しているものでございます。

また、建設計画の進捗状況をまとめた資料を配布させていただいております。A4横カラーの資料でございます。これは計画全体の進捗を示したもので、平成27年度末の見込みとして、全体としての進捗状況は、未定部分を除くと、計90%で実施済、実施中、廃止と一定の結果が出ているものと存じます。なお、個別事業の進捗については、担当課がすべて出席しておりませんので、御不明な点がありましたら、御要望に応じ改めて説明をさせていただきます。以上が「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について」の説明であります。

続きまして、報告事項のイ「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等」につきまして、御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただきたいと思っております。この対応調書につきましては、昨年7月16日「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見」を提出していただき、その後、昨年11月19日に開催されました、平成26年度第2回地域審議会におきまして、その対応方針について御説明をさせていただいておりますが、その後の第4期まちづくり戦略計画や平成27年度の予算化状況などを踏まえ、今後の対応内容等について、御説明をさせていただくものでございます。それでは、資料に従いまして、担当局・課から御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。よろしくお願いいたします。

項目番号の1から3まで、連続で御説明いたします。まず項目番号1番、県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の整備についてでございます。この整備につきましては、これまで、県に対し強く要望してまいりましたが、平成20年8月に県から方針が示されました。この内容は当面の対策として、現道の機能強化を基本とするということ。そしてバイパスルートの整備については、人口減少に伴う将来交通量の推計や、現道の機能強化による効果の検証を行う必要があることから、現時点では、検討を進めることは難しいというものでございました。この道路の構想の推進につきましては、本市が整備を進めております、市道下川原北線（香東川橋梁を含む）の整備状況を見極めながら、今後とも引き続き、県に対し強く要望してまいりたいと存じます。なお、現在、県では、現道の県道三木綾川

線の交通渋滞解消を図るため、国道193号から県道高松香川線の間において、交差点改良及び歩道整備を行っており、用地測量及び一部の建物等の調査等を完了したと、そして27年度からは地権者の協力が得られるところから、鋭意交渉を進めていく予定と伺っております。

次に項目番号2番、地域高規格道路の整備についてでございます。このうち市道香川綾南線につきましては、一部に用地取得未了箇所もございますが、今年度において、その部分を除く全計画区間の道路改良を完了し、来年度には舗装工事を行う予定としております。今後とも、残る用地・補償交渉を進めながら、早期完成を目指してまいりたいと存じます。

また、この道路に接続する円座香南線（香南工区）につきましては、空港へのアクセス道路の整備として、県において、昨年度から測量及び設計を行っていると伺っております。今後とも、路線ルートを早期に決定し整備に努めるとともに、県、県警と連携を密にし、歩道、信号機等の交通安全施設の整備に十分に配慮されるよう、県に対して働きかけてまいりたいと存じます。

次に項目番号3番、市道等の整備についてでございます。市道南原音谷線につきましては、香川綾南線及び円座香南線（香南工区）のバイパス整備により、将来交通量が1,000台程度まで減少すると予測されておりますことから、請願道路として整備を行う方針であります。本市といたしましては、地権者の合意形成が図れ、請願道路としての正式な要望書の提出を受けた後、適切に対応してまいりたいと存じます。また、その他の未整備路線につきましても、これまでと同様、請願道路として整備を行う方針でございまして、全市的なバランスにも配慮する中で、引き続き地域審議会からの御意見もいただきながら、地元関係者の同意が得られた路線において、順次整備に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○森田教育局次長総務課長事務取扱 教育委員会総務課、森田でございます。

香南小学校大規模改修工事の着工につきまして、御説明申し上げます。本市における小・中学校施設につきましては、建築後25年以上を経過した施設の割合は、8割以上でございまして、そのうち建築後50年以上経過した校舎を持つ学校が9校ございますなど、老朽化が進んでいる状況にあります。そういったことから、老朽化対策が喫緊の課題となっているところでございます。今後、香南小学校も含めまして、小学校48校、中学校23校の学校施設の改修や建替えが集中すると見込まれている中、国から示された指針を参考に、ファシリティマネジメントなど施設のライフサイクルコストを十分考慮し、老朽化対

策を進めてまいりたいと考えております。香南小学校につきましても、平成17年、19年に耐震化は完了しておりますが、建築後、南棟が49年経過といった状況ではございますが、市内では14番目に古い校舎となっております。そういった中で、老朽化は進んでいると認識しておりますが、同様の小・中学校が他にもありますことから、緊急性、安全性などを十分に考慮して、香南小学校も含めた市内の小・中学校の中長期的な改築・改修の、全体計画を29年度を目途に策定してまいりたいと考えております。市内全体の学校の整備を何年間かけて実施していくということになりますが、当然そういった場合に、有利な合併特例債を使える学校を優先的に実施した方が良いとの考えもあろうかと思いますが、計画を作成してまいりう上で、老朽度はもとより、特例債の使用期間や、他の起債も照らし合わせ、財源的なことも十分に検討をしながら優先順位を決定し、この老朽化対策事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（赤松会長） 次、お願いします。

○宮脇総務局次長危機管理課長事務取扱 危機管理課でございます。

項目番号5番、防災行政無線を利用した一般広報の継続運用でございます。合併町におきましては、防災ラジオを使用した新しいシステムにおいても、行政情報の一般広報ができるよう整備する計画でございます。なお、より身近な情報を発信し、地域で活用していただくために、無線の資格を有する者を、地元で育成しようと計画しておりますので、御協力の程、お願いしたいと思っております。また、平成26年秋に仮申し込みされた方の防災ラジオにつきましては、現在、業者に製作を発注しておりまして、秋頃までにはお渡しできる予定でございます。以上でございます。

○議長（赤松会長） 次、お願いします。

○高尾スポーツ振興課長 失礼します。スポーツ振興課高尾でございます。

南部地域における特色あるスポーツ施設の整備についてでございます。

建設計画については、誠意を持って実施するものの、平成25年12月高松市議会におきまして、再度、整備内容について一部見直しが求められ、基本構想の一部見直しを行い、まず、スポーツ施設として最低限度必要な施設を先行して整備し、28年度中の完成を目指します。それ以降、管理棟（便所と倉庫は先行整備）及び夜間照明については、竣工後の利用状況等を勘案し、整備を検討してまいりたいと存じます。

なお、夜間照明等については、後から整備する際に、人工芝を剥がす等の工事の後戻りがないように、配線用の埋設管等の整備を先行するなど、早期整備が可能な整備を検討し

てまいりたいと存じます。また、新たに整備するスポーツ施設は、現在のところ、地元団体が優先的に利用できる位置付けは考えておりませんが、完成後の施設の管理運営方法については、今後検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○諏訪行政改革推進室長 行政改革推進室の諏訪でございます。項目番号7番、地域行政組織の再編についてでございます。地域行政組織の再編に当たっては、合併町の住民の急激な環境の変化を緩和する観点から、塩江・庵治・香南の各支所においては、地区センター（仮称）への移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスの提供を行うとともに、必要となる職員体制を確保することとしております。具体的な取扱事務の内容や職員体制については、現場である支所の意見も聞きながら、固有事務を含め、取扱事務の範囲等を検討しているところでございまして、その中で、今後取りまとめていくこととしております。また、「当分の間」の具体的な期間については、激変緩和措置であることから、恒常的な措置としては考えておりませんが、移行後の状況等をみながら、サービス内容や職員体制について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（赤松会長） 次、お願いします。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 地域政策課でございます。項目番号8番、建設計画の期間内実施並びに地域審議会の設置期間の延長について、お答えいたします。建設計画に掲げる各種の施策・事業につきましては、事業の重要性や緊急性などを総合的に勘案し、誠実かつ計画的に、その推進を図っているところでございまして、できる限り期間内で実施できるよう努めてまいります。また、5年間延長となった合併特例債の適用を受けるためには、建設計画に掲げる計画期間を延長する変更手続が必要とされておりますが、後年度に交付税措置のある有利な財源でございます合併特例債につきましては、建設計画に掲げる事業にできる限り、活用できますよう対応してまいりたいと存じます。

建設計画の期間延長につきましては、先月の地域審議会勉強会でお示したとおり、進行管理の方法等もあわせまして、各地域の方々の御意見等も伺いながら、その方向性を定め、今年度中に、計画変更等の手続を進めてまいりたいと存じております。建設計画の期間が延長された場合、建設計画の進捗状況をチェックしていただき、あるいは、合併後のまちづくりについて御意見をいただくために、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併協議において27年度まで設置しております地域審議会につきましても、その重要性や設置の趣旨等を踏まえ、今年度中に、設置期間延長の手続を進めてまいりたいと存じております。

続きまして、項目番号9番、建設計画に係る事業の予算措置について御説明申しあげます。建設計画に掲げる事業の平成28年度以降の予算措置につきましては、建設計画の期間延長や、進行管理の方法等を定めた上で、適切に対応してまいりたいと存じております。以上が報告事項、ア・イの説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（赤松会長） ただいま説明がありました各項目につきまして、各委員さんより御発言をいただきたいと思っております。なお、項目順に進めてまいりたいと思っております。最初に、ア「建設計画に係る事業の平成27年度の予算化状況について」、でございますが、御発言ございませんか。

ありませんか。

特にないようでございますので、次に移ります。

次に、イ「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について」の、項目番号1番「県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の整備」について、御発言ございませんか。

○議長（赤松会長） 石丸委員。

○石丸委員 石丸です。よろしくお願いいたします。この項目の昨年11月に開催した内容と今回の対応内容をお聞きしたわけなのですが、中身はほとんど同じ文章であるというところは、どうしてかな。もう少し書きようがあるのではないのかなと思うところもあるのですが、中の具体的なところは恐らくいろいろと進んでおると思うのですが、その辺、この県道三木綾川線バイパスルートについては、香南地域審議会の最重要課題でありますので、常々この進捗状況が気にかかっているところでございます。香南側の架橋部分ができた、香川町部分がいずれできるだろう。その上に橋が架かって総合体育館からというようなところの、具体的な進捗状況のお話を聞かしていただければ、ありがたいです。

○中川道路整備課長 項目番号1番のバイパス計画のうちの、下川原北線の進捗状況ということで、よろしいでしょうか。

下川原北線、香東川に架ります橋梁でございます。これにつきましては、25年度から橋梁の下部工の方の整備を進めてまいりまして、昨年度末までに西側からの橋台が1基。中どころの方の橋脚も終えております。残っているのが東側の橋台1基という形で、460m、橋が160mあるのですが、その東300m間につきましても、用地の測量を昨年度末までに終えているところで、実はこれ先般なのでございますけれども、香東川のすぐ東側の並走

するような市道がございます。一宮川東線というのですけれども、そこから先程申しあげました橋台までの間の、70mほどの用地取得が整いまして、そういうことから残っていた東側の橋台と67mほどの道路整備工事、それを先般から発注し、進めようというふうにいたしております。

そして、その下部工が終わった後には、引き続き今年度・来年度をかけて、橋梁上部工の工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

今度県道高松川東線まで、差引230mほどが残っています。こちらの方に関しましては、用地の交渉の方を積極的に進めてまいりまして、全体として早期の完成を目指してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） 石丸委員どうぞ。

○石丸委員 香南町部分、西側に橋が架かって、それから城渡橋までの進捗状況も一緒にお願いできますか。

○中川道路整備課長 道路整備課でございます。

今お話しなのは、川の西側の南に下る、城渡吉光線のことかと思えます。この城渡吉光線につきましては、25年度から道路設計を行いまして、河川管理者の件をはじめ、地元的地権者とそれぞれ協議をしながら、ほぼ計画内容に対する基本的な方向性はほぼ整ってきている。一方、南の方では、線形がはっきり決まっていますので、そちらの方の用地取得、補償の方を進めて行こうというかたちにしております。ただ、一方、国の方の補助認証の方が、少し昨今、厳しい状態でございます。そういう中で、下川原北線の方の整備は中途半端にやるわけにはいけないので、そちらの方に国の補助金の執行がいつ、城渡吉光線の方が少しやや滞っている状況でございます。ただ、これにつきましては、下川原北線の整備の目途がそういうふうに、固まってきたことを踏まえまして、同時に整備を進めなければならない城渡吉光線、これから重点を置きながら積極的にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） 石丸委員。

○石丸委員 最終ですね、その総合体育館から城渡の橋まで完成するのは、何年になりそうですか。

○議長（赤松会長） お答え願います。

○中川道路整備課長 道路整備課です。

下川原線の部分につきましては、先程申しあげました2か年の橋梁上部工、これがメインになるかと思えます。橋梁上部工まで完成するのが、28年度。そして、残りのその東側の230m程の部分が、用地交渉の部分はあるのですが、これは、私どもとしましても、28年度の上部工に合わすようなかたちで、改良も進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（赤松会長） 石丸委員どうぞ。

○石丸委員 疑義とクエスチョンな回答であるというような認識なのですが、実は、合併が平成18年。合併特例債終了が27年、本年度です。たまたまというか、ありがたいことに、合併特例法が延長されたということで、28年・29年の計画が進められるということです。ということは、その27年度に10年間で終了すれば、以後の事業はすべて高松市の事業であるということになってきています。幸いなことに5年間延長されたために、この事業が合併特例債の事業としていけると、要は早く住民にとってはその10年間で出来上がるものが、まだ5年延長されてできるというのは、非常に歯がゆいところでもありますので、できるだけ早く完成するように努力頂きたいと思えます。以上です。

○中川道路整備課長 道路整備課でございます。今お話しいただいたように、かろうじて延びていく。それに甘えることなく、本来27年度に終わろうとしていた各事業でありますことから、今後も積極的にしっかりと取り組んでいきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（赤松会長） この項目について、他に御発言ございませんか。

ないようでございますので、次に移ります。

次に、項目番号2番「地域高規格道路（高松空港連絡道路）（仮称）の整備」について、御発言ございませんか。

ないようでございますので、項目番号3番「市道等の整備」についてに移ります。ございませんか。

ないようでございますので、次、項目番号4番「香南小学校大規模改修工事の着工」について、御発言ございませんか。

○議長（赤松会長） 樽谷委員どうぞ。

○樽谷委員 樽谷でございます。質問だけなのですが、1点目がこの10年間で、合併特例債を使つての改修工事等でなくて、大きい校舎とか体育館とかプール等の建設を

した例、学校はございますでしょうか。それから、2点目の質問ですが、この中にあります、香南小学校が14番目と書かれているのですけれども、合併6町の学校で、この14校の中で該当校はございますでしょうか。差支えなければ、学校名を挙げていただければ、ありがたいかなと思っております。以上です。

○森田教育局次長総務課長事務取扱 教育委員会総務課です。最初の特例債を使った大規模改修でということですが、この4月から開校しております、塩江の統合新設校、小中学校、それが一番大きな特例債を使った事業ではないかと思えます。もう一つの、14番の中に6町の学校がということですが、今は手元にございませんで、これは今お答えできません。また改めて後日調査して回答するようにいたします。

○石原財政課長 財政課でございます。

先程、塩江というお話があったのですが、塩江は過疎債というのがございまして、そちらをメインで使っています。具体的な学校名とおっしゃられましたが、一番大きいのは、やはり学校の耐震化ですね、各学校の老朽化に伴いまして、耐震化を集中的にやっております。どこの学校かは、学校教育課に聞かないと、わかりませんが、全市的に対処しています。それと、小・中学校の空調設備ですね。それを集中的に3年間でやっております。そういったところが大きいのかと思っております。以上でございます。

○議長（赤松会長） 残りのお答えについては、資料ができ次第、何かの機会に御報告お願いいたします。樽谷委員いいですか。

○樽谷委員 はい。

○議長（赤松会長） 他にございせんか。「香南小学校大規模改修工事の着工」について、それに関連したことでございせんか。

ないようでございますので、項目番号5番「防災行政無線を利用した一般広報の継続運用」について、御発言ございせんか。

○議長（赤松会長） 井上委員どうぞ。

○井上優委員 2点程、質問させていただきます。この秋ごろまでにお渡しできる予定というふうにお伺いしましたけれども、戸数に対してどれぐらい申し込みがあったのか。わかる範囲で、お答えいただきたいと思えます。

それから、もう1点は無線が届かない家庭、パンフレットにも届かない場合がありますというふうに、書いていたかと記憶していたのですが、その家庭に対する対応をどうしていくのか、お聞かせ願いたい。

○議長（赤松会長） 2点、お答えいただけますか。

○宮脇総務局次長危機管理課長事務取扱 危機管理課、宮脇でございます。昨年、仮申し込みされた申し込み数でございますけれども、申しわけないですが、今は資料をお持ちしていないので、これについては、また後程回答させていただきます。

それから、2点目の無線が届かない。要するに防災ラジオの受信ができないような場所についてですけれども、今、防災ラジオ・同報系の無線と共に防災ラジオの周波数を使っている、地域振興波という、防災ラジオの受信ができるように対応させていただいているのですけれども、無線局自体は2箇所ございまして、一つはこのコミセンの支所の所と、もう一つは池西の第2屯所の所にございまして、このふたつの送信所から防災ラジオの電波を送信することになっております。

各地いろいろな地形、建物等でうまく傍受できない。そういうところにつきましては、特に香南は割と平地が広いところで、その受信をかなりカバーができると思っておりますけれども、できない場合には、また業者も従えて、こちらの方で各地での確認をさせていただこうかと思っております。

それに応じて、まずは予算が必要となってきますので、まず、その調査をさせていただいて、財政当局なりに相談する形になろうかと思います。

○議長（赤松会長） 私の方から支所長、今の数は大体分かっていますか。

○石淵香南支所長 香南支所石淵でございます。先程の一番目の御質問ですが、2,984世帯のうち1,400世帯、47パーセントの申し込みがあったというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（赤松会長） これは、住民登録の世帯数ですから、実質は、一つの家が2世帯・3世帯になっているところもありますので、現実問題としては回覧が廻る数といたら、自治会の加入率云々の話と同じようなもので、実質はもっとパーセントとしては高いと思います。今、広報や回覧板が廻ったりする数は、2,200世帯ぐらいでしょうか。

丹生さんいくらだったですか。

自治会には入らないけれど、ごみは出すからといって衛生組合に入っているのが、2,100世帯代ですから、それで1,400世帯といたら、さっきいった数字よりパーセントは上がってくる。余談になりましたが次にまいります。

他に関連して、ございませんか。

特にないようですので、次に、項目番号6番「南部地域における特色あるスポーツ施設

の整備」について、ございますか。

松本委員どうぞ。

○松本委員 前回の審議会以降の説明と、その後に変更したことがあるかどうか。市民スポーツ課と私たち団体、何団体ぐらいがスポーツ施設に関しての話し合いをしたのか。それはわからないのですか。分かっていたら教えてください。

○議長（赤松会長） 高尾課長どうぞ。

○高尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課の高尾でございます。まず第1点目のそれ以降の変更点ですが、今現在のところ特にはございません。

2点目ですが、同じく香川町の方での地域審議会でも同じくスポーツ施設の御審議をいただいております。その中で、団体といえるかどうかそれに関係する自治会であるとか、勉強会であるところではお話をさせていただいておりますけれども、それ以外のところでは、今のところ協議会等は設けておりません。

○松本委員 今後そういう機会を設けることがあるのかないか。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○高尾スポーツ振興課長 補足です。当然それに伴う利用団体、たとえば競技・ソフトボールであるとか、軟式野球であるとか、そういったところとは個別にお話をさせていただいて、今の基本構想の中で、どういうふうに進めて行けばいいかというところのお話をさせていただいております。松本委員さんの方の地域のスポーツクラブともお話をさせていただいております。以上でございます。

○松本委員 ありがとうございます。

○議長（赤松会長） もういいのですか。関連して他にないですか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） 石丸委員どうぞ。

○石丸委員 前回、昨年11月19日に地域審議会、第2回をしたわけですけれども、その時に私の方からは、幸いには言わないけれども、管理棟の建設が遅れるということであれば、防災系の避難施設も含めた建築物にすべきではないですか、という意見を申しあげたと思うのですが、その辺の意見を含めた建設のことは、運動関係とは別に建てられるといいながら、計画はされておられますか。

○高尾スポーツ振興課長 今現在のところ、建設しようとしている南部スポーツ施設につきまは、防災拠点という位置付けにはされてございません。

○石丸委員 私は香南の南の方に住んでいるわけですが、避難施設、将来このコミュニティ協議会の中でも、この地域はここに避難しなさいとかいうようなことの、マップを作らないといけないと思うのですけれども、そのマップ作りをするにあたって、施設は許容能力があるかないかという、ほとんどない。ということは、折角できる建物であれば、そういう機能も含めたものになっておけば、その近辺の方、香南・香川・塩江の方々の避難施設にも対応できるようにしておけば、ありがたいかなと思つての意見なのですけれども、その辺、含めての要望というか、気持ちを汲んでいただいて計画していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤松会長） どうぞ

○高尾スポーツ振興課長 貴重な御意見ということで、今後また危機管理課とも、今後できる施設についての在り方についても、御相談させていただきたいと思つています。以上でございます。

○議長（赤松会長） 他にないですか。丹生委員どうぞ。

○丹生委員 これずっと私、この書類をいつも見ているのですけれども、なぜ気が付かないのかと思う。不思議に思うことがあって、というのは、この管理棟に照明ができてから利用度を確認して造る。暗いのに誰が集まってきますか。昼間は皆さん仕事をして、ここを使うのは夜ですね。それで、ライトがついてないのに何で人が集まるのですか。それで利用度をといたら、全然やる気がないという感じに取れます。それは、いかがですか。

○議長（赤松会長） お願いします。

○高尾スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。一般の方で言いますと、平日は当然仕事をしています、昼間のご利用の方は、なかなか難しいと思つています。その中で、当然地元の方、お年寄りの方であるとか、それ以外の子どもさんであるとか、就学時前のお子さんであるとか、そういったところにつきましての利用につきましては、またそれに関連する関係団体さんの方と十二分に協議させていただきまして、利用していただくような方策を考えていきたいと思つておりますし、それ以外に他の高松市の施設の平日の状況と夜間照明がついている施設もありますので、その利用状況も踏まえて、昼間であればどれだけ、夜間がどれだけであるという推計もして、昼間これだけ使われているのであれば、夜間照明が付けばこれだけの利用があるのではないかと、推測も可能であろうかと思つていますので、そのあたりも勘案した上で、検討して行きたいと思つております。以上でございます。

○丹生委員 利用度を確認するということですが、だれか一人常駐するのですか。それと、今の話を聞いていると、想像で物事を決めるのですか。

○高尾スポーツ振興課長 現在のところ常駐ということは考えておりませんが、管理につきましては、指定管理者ということになるかと思えます。利用度につきましては、当然申し込み状況があります。それによっての人数の把握はできようかと思えます。以上です。

○議長（赤松会長） 松本委員どうぞ。

○松本委員 ほかの高松市内にあるナイター設備のグラウンドは、どのぐらいの利用率があるのでしょうか。

○高尾スポーツ振興課長 稼働率というところでは、今データございませんが、利用人数ということで申し上げますと、高松市の西部運動センター、これは土の方のグラウンドでございますけれども、ここにはナイターが付いておりまして、夜間何人かという状況はわかりませんが、全体として一昨年25年度になりますと11万910名の利用があります。単純にこの数字が、今後南部の方の数字にどうなるかというのは、非常に計算しにくいかと思えますが、それと実は今年度から、東部運動公園が同じような人工芝での施設でございますので、そこについての所管がスポーツ振興課になりましたので、そのデータについても、今後は参考にしていけようかと思えます。以上です。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

関連して私の方から一つだけ、検討会が終わって答申があつて、動き出したのですけれども、その後こういう状態になってから、検討会の代表の森先生だったかな、連絡取ったことがあるのですか。

○高尾スポーツ振興課長 その時は、基本構想の検討会でございますので、その後、基本構想が終わった後には、今のところ話し合いは持っておりません。

○議長（赤松会長） そしたら今度、今の計画で実施設計のための測量に入るというのは、1年以上前だったと思いますが、その測量終わって実施設計の図面は持ってきているのですか。

○高尾スポーツ振興課長 この後、追加のご質問にも含まれようかと思えますけれども、今現在、実施設計を行っている状況でございます。

○議長（赤松会長） それでいいです。

他にございませんか。それでは、次にまいります。

項目番号7番「地域行政組織の再編」についてでございます。

御発言ある方。植田委員どうぞ。

○植田委員 会長さん申しわけございません。いつも事前にお断りするのですが、質問の都度、会長さんの了解を得ずに質問続けていいですか。

○議長（赤松会長） なるだけ、早くやってください。

○植田委員 それでは、まず最初に、再編計画の内容の変更についてお伺いします。地域行政組織再編計画は、正式に策定になったと伺いましたが、今後、計画の内容については、一字一句変更はしないということでしょうか。それとも若干の変更は可能なのでしょうか。お伺いします。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 行政改革推進室でございます。地域行政組織再編計画、こちらにつきましては、この2月に策定したところでございまして、現在のところ計画内容の変更は考えておりません。ただ、今後、社会情勢等、本市を取り巻く環境、これらの変化の状況を見る中で、必要に応じて見直しを検討していくことになっていこうかと思っております。以上です。

○植田委員 わかりました。必要に応じて今後見直しもあるという理解でよろしいですね。

○赤松会長 どうぞ。どんどん行ってください。

○諏訪行政改革推進室長 そうです、必要に応じて見直しを検討することになるかと思っております。

○植田委員 ありがとうございます。次の質問に移ります。総合センターの移行時期についてお伺いします。7つの総合センターのうち、本庁など5つの総合センターの移行時期は平成29年1月の予定、残りの中部と東部南総合センターは施設整備の関係もあって、平成30年度以降の移行ということで、スタート時期はバラバラです。しかしながら、中部総合センター管内の人口は、10万602人、東部南総合センター管内の人口は36,950人、合わせますと、13万7,552人です。高松市全体の人口が42万6,707人、パーセントにして32.2パーセントです。実に3人に一人がこの地域に住まわれているということになります。そういうことで時期がバラバラであれば、市民の間で平等でなく、不満や戸惑いも私は出てくると思います。私は高松市が合併から10年という大きな区切りが終わった次の年度、平成28年度中の移行にこだわったものと思っておりますが、合併特例債の発行も5年間延長されました。建設計画も地域審議会の設置も5年間延長されるようです。そういうことを総合的に考えたら、移行時期はむしろ中部や東部南

に合わすのが常識的だと思いますが、今からでも見直しをされるお考えはありませんかお伺いします。

○赤松会長 どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 総合センターは現段階では仮称でございますけれども、この総合センターというものは、より身近な所で現行の支所・出張所、これよりも幅広いサービスを住民の皆さんが受けられるようにしようとするものでございます。こうしたことから、できるところから、少しでも早くという判断のもとに、いわゆる施設改修する所と、新設整備とがございますので、今申しましたように、少しでも早くやろうということで2段階移行としているところでございます。

○植田委員 少しでも早くということですが、3分の1も後になるということは、普通であれば、3分の1も残るのであれば、その時に一緒にスタートするのが、私は役所としては一般的ではないかなと思うのですが、そんなことはないですか。

○諏訪行政改革推進室長 はい。

○赤松会長 どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 そういう議論も当初はあったように聞いておりますけれども、今申しましたように、少しでもそういった身近な所で住民サービスが提供できるようにと行ったところから、2段階移行で進めようとしているところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

○植田委員 わかりました。次の質問に移ります。計画の6ページを開いていただけませんか。よろしいですか。この6ページの中程から少し下あたりに、支所から地区センターに移行するケースの、職員体制について具体的に記載されています。具体的には下から9行目ですが読みますと、常駐職員をそれぞれ4名置くことを基本的な考え方としますが、云々となっております。しかしながら、素案ではこの基本的な考え方という文言はありませんでした。常駐職員をそれぞれ4名置くこととしますというふうになっておりました。そこで質問いたします。高松市がこの基本的な考え方という文言を新たに入れた意図というか理由をお聞きします。

○諏訪行政改革推進室長 例えば、こちらの香南で申しあげますと、現在の支所機能と同等な窓口サービスを継続していきますよといったようなことで、各支所におきましても、一般的な窓口サービス、これらに加えてそれぞれの地域が有するいわゆる固有事務というものがございます。この固有事務につきましても、各支所さんと協議しながら取扱い

範囲等決めたくて、必要となる配置人員を決定して行こうと、ですから、それぞれの地域である固有事務はできるだけこの現場、現場と言いますか、例えば香南支所でやっぺいこうという考えのもとで、今調整しているところでございます。そうした中で、激変緩和措置が終了した場合の固有事務のあり方、こういったものも考慮して基本的な考え方というところにしたということでございます。

○植田委員 ということは、激変緩和措置を設けるから基本的な考え方を入れたということではないと、そういうことですね。

○諏訪行政改革推進室長 少し説明が足りませんでした、激変緩和措置というのも含めて、先ほど言いました固有事務、それら全部合わせて基本的な考え方というふうにさせていただきます。

○植田委員 余計なことをいいますけど、この文章を見たら、常駐職員をそれぞれ4名置くことを基本的な考え方としますが、となつて、がの以下に激変緩和措置のことを謳っていますから、基本的な考え方は、文章からいって激変緩和措置にはかかっていないというのが、私は常識だと思いますけれど、それはどうなのですか。後で読んでください。ということは、言いたいことは固有事務の関係で、これが入ったという理解でよろしいのですかね。

○諏訪行政改革推進室長 大きくはそういう、先ほど申しました固有事務がどうなるかといった点を考慮しているところが大きいところですよ。

○植田委員 私は高松市が、これは香南町のために、わざわざ基本的な考え方を計画の中に入れてくれたのだろうというふうに、非常に実は感謝しているのですが、この基本的な考え方という文言が入れば、この激変緩和措置が例えば、仮に終わったとして必要な業務とか、それに伴う職員の体制、そういったものが対外的にきちんと説明できるなら、この基本的な考え方が入ったことによって、職員数は8人でも、10人でも可能になります。4人でなくても良いようになります。そういうことで、私の考え方は、そういう考え方は間違っていないと私は思っております。そういうことで、非常にこれは将来が明るい高松市に感謝して次の質問に移ります。

○諏訪行政改革推進室長 今の点ですけれども、基本的と申しますと、一般的にいいですよと例外もあり得ますよ、ということになってまいります。ただ、委員さんが言われることは、増える増えるというお話ばかりでしたので、それについては、移行後の状況を見る中で、先ほど対応方針の方でも御説明させていただきましたけれども、いわゆる移行後の状

況を見ながら、サービス内容や職員体制について検討していくと、その中での職員体制も含めて、激変緩和措置終了後ということになるかと思いますが、そちらのサービス体制も固まっていくものというふうに理解しております。

○植田委員 確かに、建前はそうかもわかりませんが、私は、もうこれだったら今のこの計画を変えなくても、将来この地区センターの体制が、非常に明るいものが見えてきたなと、これはやはり辻先生のおかげかなというふうに私は思っております、非常にありがとうございます。それでは次の質問にまいります。高松市の責務についてお伺いします。本年3月の市議会本会議で辻議員が合併特例債の活用により、高松市が受けた効果について一般質問をいたしました。私も合併により、一番恩恵を受けているのは合併6町より、むしろ高松市ではないかと思っております。今、旧市内で有利な財源である、合併特例債を使って色々な事業が行われているようですが、建設計画も5年間延長されるようであり、今後も合併特例債を活用して、市民病院、屋島陸上競技場、更にはこども未来館や危機管理センター、そういった大型施設や魅力的施設の整備が予定されていると思っております、そういうことで高松市のまちづくりは非常に順調に進んでいるように思います。また、私の記憶が正しければ、当時、合併しない市町村にはペナルティーとして地方交付税が、たぶん10年間だったと思うのですが、大きく減額になったと思っておりますが、それも高松市は免れたと思っております。そして何よりも周辺6町との合併により、面積や人口が大きく増え、また高松空港など超魅力的な資源も有することとなるなど、高松市は文字とおり中核市に相応しい都市になったと思っております。そこで、基本的なことをお伺いします。高松市としても、当時周辺6町との合併を、中心となって強く推し進め、そして合併により、極めて大きな恩恵と言いましょうか、成果を得ている中で、吸収合併後のわずか10年後にはこれだけの大きな組織再編を言葉は悪いですが、容赦なく行うのですから、激変緩和措置が終了してしまえば極端に条件が悪くなる、香南・庵治・塩江の合併3町を守るために、激変緩和措置の終了後を見据えて、しっかりとした対策を講じる責任が高松市に私はあると思っておりますが、どう思われますかお伺いします。

○ 赤松会長 どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 極端に条件が悪くならないように、移行後の状況を見極めたうえで、いわゆる激変緩和措置である当分の間、この期間を検討してまいりたいというふうに考えております。

○植田委員 前向きなお答えをいただいて、本当にありがとうございます。条件が悪くな

らないように検討してまいります。その言葉本当に感謝しております。それでは次に、高齢者対策についてお伺いします。再編計画の主たる目標の一つに、超高齢社会の到来に対応し云々とありますが、確かに、総合センターが市内各所に7カ所できれば、特に旧市内の高齢者の方々にとっては、日々の生活の利便性は格段に向上すると思います。しかしながら、旧市内の出張所と違って、香南・庵治・塩江の3支所ではこれまで、総合センターで行う予定の業務に、ほぼ近い業務を行ってきていますので、激変緩和措置が終わってしまいますと、地理的・地形的に恵まれていない3町の高齢者にとっては、日々の生活の上で非常に厳しい現実が待っていると思います。高松市全体の高齢化率は平成25年4月現在で23.8%、香南・庵治・塩江を併せた高齢化率は、31.2%と非常に高い数字であり、もうすでに、超高齢社会に3町は突入しているところですが、これらの地域では、最近よく報道される買い物弱者、そういった方もどんどん増えていると思っております。このような中で、香川県でも増え続ける高齢者の交通事故が大きな社会問題になっていますが、もし激変緩和措置が終わって、4人になってしまうというようなことになれば、3町のお年寄りには遠い総合センターへ行くために、長い距離の運転や通行量が多い街中での運転を余儀なくされることとなります。すなわち、交通事故を起こす危険性が非常に高くなります。そういうこととお伺いします。当該計画は、合併3町の高齢者にとっては、どのようなメリットがあるのでしょうか。

諏訪行政改革推進室長 はい。

○赤松会長 どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 先ず、当分の間につきましては、現行のサービスを継続していくといったようなことから、現行と大きな変化はないものというふうに考えております。それと、一方、高齢者対策でございますけれども、私ども直接の担当でございませぬが、いわゆる高齢化対策につきましては、これまでも介護予防の教室とか色々高齢者が元気で過ごせる、暮らしていけるというまちづくりを進める中で、今後におきましても、地域包括ケア、そんな問題とか、市全体として高齢者施策、こちらを推進する中での高齢者対策を進めて行く必要があるのではないかというふうに思っております。

○植田委員 高齢者対策は自分のところの課の仕事ではないというのは私十分わかりますし、今のお答えもわかりますが、この原因を作ったのは、この地域行政組織再編計画なのです。だから私は、激変緩和措置が終わって人が少なくなると、遠い総合センターまで行くことがないように、それを考えてくれないかということで、関連して質問をいたします。再編

計画6ページの下から6行目に記載されておりますが、塩江地域については、塩江上西連絡事務所に各2名を配置することとします。という記述があります。その次に、例えばですが、なお合併町の特異性や地理的地形的要素を考慮し、激変緩和措置終了後は高齢者に配慮した窓口体制を整備します。と、そういう文言をつけ足していただくわけにはいけませんでしょうか。そういったことが、仮にできれば私は、市内全体の高齢者が大体この計画に関しては、ほぼ、平等になるのではないかというふうに思っております。初めに、この計画はもう訂正はないのですかといった時に、室長さんは必要に応じてあるかもわかりません。ということ聞いたのは、そのこともあって聞いたということもあるのですけれども、いかがでしょうか。

○諏訪行政改革推進室長 ですからこれにつきましては、先ほどお答えしましたように、現在のところ計画を変更する考えはございません。ただ、今後の状況を見る中で、必要に応じてその見直し等を検討していくことになろうかと思えます。以上でございます。

○植田委員 わかりました。次の質問に移ります。残念ながら、激変緩和措置終了後に、最悪のケースになることもやはり想定しておかなければいけないと、私は思っております。そういった場合のことも考えて、空きスペースの有効活用についてお伺いします。パブリックコメントの結果表を見させていただきましたが、空きスペースの有効活用に関する意見が3点ほど出されておりました。これに対する高松市の考え方は総じて否定的なものでした。そういったことを承知の上で、あえて提案させていただきます。常駐職員が、仮に4人になってしまえば、香南地区センターにどの程度の空きスペースができるのかはわかりませんが、そのスペースを有効に活用することを重要課題として、計画の実施と並行して、今から検討を進めていただけないでしょうか。例えば、本庁の組織のうち、本庁にいらなくても特に業務に支障がない組織があれば、その組織を持ってくることはできないでしょうか。もちろん、一つの課の中の一つの係、そういったものを分室のような形で持ってくるのもよいのですがいかがでしょうか。お伺いします。

○赤松会長 どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 激変緩和措置終了後の空きスペースでございますが、先ほど委員さんの質問にもございましたけれども、どの程度の空きスペースができるのかわからない。ですから執務室の空きスペースができた場合、どの程度の空きスペースが生じて、また、その空きスペースの状況によりまして、こういったものに活用可能なのか、こういった点については、現段階で明らかにするということは大変困難かと思えます。そういった中で、現段

階で有効活用策を想定して行っていくのも、非常に難しいのかなと思っております。それと、例えば分室のような形というようなお話もございましたが、現在、本市におきまして分室等の勤務場所でございますが、効率的・効果的な業務執行体制を勘案し、必要に応じて、すでに本庁外の適切な所を勤務場所としている、そういった例もございます。そうした中で、現在のところ、効率的・効果的な執行体制としてこの香南地区を勤務場所とする、こういった組織がないというのが現状でございます。以上でございます。

○植田委員 香南支所は耐震化された新しい建物です。道路状況も非常にいいです。それから何といても近くには高松空港があります。立地場所としては私は最適だと思います。この提案が実現すれば、空きスペースの有効活用になることはもちろん、香南町民にとって常駐職員が多ければ多いほど、毎日の生活の上で大きな安心感があります。大災害があっても非常に心強いと思っております。そして、合併町間のアンバランスも少しは改善します。まさに私は一石三鳥だと思っております。パブリックコメントの関係もありますが、しかしながら、高松市としてパブリックコメントの考え方は、空きスペースの有効活用ということでは、こういったことはできないというような考え方だったと思いますが、逆にそういうようなことであれば、市の方で対外的にきちんと説明できる理由を考えていただいて、最悪の場合は、このことを実現して頂けないかなということです。私は、今回の計画に関して、最悪のケースになるようだったら、せめて高松市は、このぐらいは、私はしてくれてもいいのではないかというふうに思っております。如何ですか。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 先ほどのお答えと同じになりますけれども、それではどれぐらいの空きスペースができるのかと、そういった状況が現段階では、もう全然見通せない、そういった中で、こういう方策をやりますよといえますか、そういうのを検討するのは、現段階では、恐縮ですけれども困難かなというふうに感じているところでございます。

○植田委員 それではお願いします。まず、こういう問題認識を人事課の方でもきちんと持っていただけますか。そして、室長さんがどんどん上に上がって、偉くなって行くのでしょけれど、次の方にきちんとこのことを引き継いでいっていただけますか。

○赤松会長 どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 非常にお答えしづらいのですが、それは御要望としてお聞きしておきたいと存じます。

○植田委員 要望の上に一言、強い要望ということで、書いていただけないでしょうか。よ

ろしいですか。すこし長くなったのでこれで質問やめますが、最後に組織再編計画について、私の思いを一言だけ言わしてください。答弁はいりません。当分の間とはいえ、激変緩和措置をしていただいたことに対しては、非常に感謝しております。心からお礼を申し上げます。ただ、当分の間、すなわち、激変緩和措置の期間が仮に10年間だったとしても、今の世の中10年ぐらいいはあつという間に過ぎてしまいます。木を見て森を見ないということわざがあります。目の前の激変緩和措置も非常に大事ですが、目先のことだけにこだわって、香南町の将来を見据えた全体の視点がおろそかになれば、本質的な問題を見逃して後々になって必ず後悔することになります。私は、今の時代に香南町に住む一人の人間として、これからの若い人や子どもたちに、安全・安心で暮らしやすいまちを引き継いでいく責任があると思っております。そのためには、激変緩和措置が終わって、香南地区センターの職員がたったの4人になってしまうような、次の世代が本当にかっかりするようなまちにしては絶対にいけないと私は思っております。高松市をお願いいたします。合併の経緯・合併町の重要性、合併町間の地域バランス、そして、高松市が合併により、受けている極めて大きな恩恵や成果、そういったこと等について、もう一度原点に戻ってお考えいただき、どうか香南町民が納得できる地区センターにさせていただくよう、心からお願い申しあげてこの関係の私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（赤松会長） はい、植田委員、長い行政経験の中からもたくさんの質問項目が出てきました。それに一つひとつ要望がついたり、意見がついたりもしておりましたが、お付き合いありがとうございました。

関連して、他に御質問はないですか。

石丸委員どうぞ。

○石丸委員 植田議員の質問、またその前の勉強会、そしてまた前の地域審議会。去年のその質問と答弁を色々聞かしていただいて、なんとなく感じてきたのが、今、答弁者が言われている内容が、もう間違いなく、これでやるんだと。というような答弁に聞こえてきました。というのが、もう議論する余地がないのではないかというようなことを感じました。

というのが、市長からのある程度命令というか、プラスのメリットの方が強いのでこちらの方でいかざるを得んのだと、というのが市長がよくいう、多核型コンパクトエコシティーという、自分のマニフェスト、第1番目のスローガンとしてやられているわけなのですけれども、そのコンパクトシティー、ということは、集約型の住居に集まって住みなさい。そこに住んで、将来はその住まない地域には投資はしない。道路を作らない。電気を

通さない。水道を通さない。下水道も通さない。

ということで、非常にエコでもあるし、節約になる。自治体はそうでなかったらいけないのだと。という将来像を実は香南町においても、辻町長がおられた時にもそういうふうな内容で、コンパクトシティー、これからは必要だと、自治体においてもは、というので考えていたわけなのですけれども、ここで、よくよく考えてみると、それが極端に進んでいくとどうなっていくのか。結果、住まない地域、要は住めない地域、廃墟の地域、田圃も山になり、畑も山になり、というような地域になってしまう可能性が高い。極端に進んでいけば、まさしく、塩江も香南も庵治も住めない地域になるかと思います。それでいいのか。という、そこだと思ふのですよ。

しかしながら、市長さんは総務省出身、一番目の情報が入る。そういう理想像でなければいけない。というようなそのマニフェストにも書いている。となると、結果、推し進めていかなければいけない、今立ち止まれない。というようなところがあるかと思うのですよ。ということで、コンパクトシティー・多核型ということで、総合センター・地区センターという数になってきた。将来その地区センターも恐らく集約されて、総合センター1箇所になると思います。

それは我々がいない時かもわからないけれど。将来は。まして、またその住めない地域というのはどんどん広がってくる。

自治体はそれでいいのか。というところが、また今度、それではいけないという人たちが市長になり、市議員さんに多くなってきて、また、逆の今の国がやる地方創生に帰っていくのだと思うのですよ。ということで、これをどこかで止めないと、というか、民間の企業においては、こういうリストラとか節約・儉約、そういうような思想でどんどん進んでいくのは当然だと思うのですけれども、自治体がそれでいいのか。と、公共団体が。それは非常に疑問を持っています。

恐らく、こちらにおられる皆さんもそうだと思うのですよ。本当にこれで推し進めていいのだろうか。と。だけど、退職した時には気がついた時には、もう退職して手が届かないところにある。ある一人が一生懸命行ったから、命令だから進めていっているのだと。いうので、いいのかどうかということ。

当分の間と言っても、担当者が変わりますから、変わった時には、その当分の間というのはいくらでもできるのですよ。今、植田さんが10年間と言われたけど、10年間は甘いと思うのですよ。数年だろうと思うのです。というような香南町に住む、要は折角こう

いう住みやすい地域に住んでいる者から考えると、将来自分たちの子孫というか、子どもたちが育っていく地域が疲弊していくのは忍びない。それは塩江においても西植田においても東植田においても菅沢においても、まだまだ西・東、そういう人たちのもつともつと危機的意識はあろうかと思うのですよ。

というように感じながら、だけど、一方では当局側はどんどん進めていこうとする姿勢。だけど、訴えても、訴えても届かない。聞く耳持たないぐらいに、いま答弁は聞こえていますのでね。

自分の中では、どこでお互いに折衷案とするべきかというのを考えてみると、多核型・昔でいうクラスター型の、今マスタープランの中にもありますとおり、仏生山・一宮・円座・川添・屋島とかに出てくる中の香川北ですかね。というふうな核となる箇所が14箇所ぐらいあると思うのですけれども。その中には、香南が核となるというふうに表示されているわけなのです。マスタープランの中に。マスタープランの中と、今の総合支所7箇所、本庁含めての7箇所はあまりにも数が少なくなる。だからこそ、異常に危機意識を持つと。そういうことで、総合センターの数が少ないではないか。それと、もう一つホームページというか、ネットで調べたら、地域行政組織再編計画で調べたら、高松市ばかりです。その中にすこし出てくるのが、奥州市っていうのが出てきたのですけれども、そこは再編計画をやって、どういうふうに行ったかという、支所をたくさん造ったのです。支所で全部完結するという。本庁でしない。支所で住民が身近に思うものは全部完結してしまうというのが奥州市の再編計画。コンパクトエコシティーには繋がらないかもわからないけれども、やはり、その市長さんは、支所とか職員とかいうのは住民の身近にいないといけない。すぐに手が届くところに何でも処理ができる施設がなければならない、という考え方でなされたのだと思うのですけどね。

そういう考え方も一つである。ということで、総合支所の数、それとか、ましてや今の出張所を香南の支所と同等にしてしまう。というような考え方もありかなと。だけど今の市長さんは、そのコンパクトシティーという、そちら側を考えていますから、非常に難しいかもわかりませんが。だけど、住んでいる住民が将来1箇所に寄ってというのが理想的ですけれども、100年200年そこに住んでいる人が、なかなか仏生山に住むのは、住められません。住めないということは、そこにずっと居つづけないといけないということは、周りの人・若い人がどんどんどんどんいなくなって、もう廃屋になる。誰が、介護してくれるのか。死ぬまでここにいる。田圃は他人に任そうと思っても、借りてく

れないという時代ですから。というような、聞く耳持たずというところですけども。こういう皆さん同じ思いだと思いますけれども、そういう思いを多少なり、響いて欲しいのです。市の当局側に。もうこれは質問でもなく、単なる訴えになろうかと思うのですけれども。

答弁、困りますわね。以上です。

○議長（赤松会長） どなたからでも、お答えいただけますか。

局長どうぞ。

○城下市民政策局長 しっかりと御意見なり、お聞きいたしました。

まちづくりの目指すべきところをどう考えるのか。その目指すべきところに対して具体的に、現場・現場でどのように展開していくのかという点についての、御指摘なり御意見だったと思っております。

私の立場で、コンパクトエコの考え方をここで申しあげるのも、いかがかとは思いますが、大きく時代の流れは人口減少なり超高齢社会というのが目の前に来ているというのがあります。

そのことを、行政の目から見たときに、どんな影響があるかという点を申し上げますと、まず、働く人達の数が減る。ということは、財源たる税を納めていただく方が減ってくる。確か、人口推計の中で、2060年で高松市が28万人という推計があります。その時点では、正確には覚えていませんけれども、一人なり、二人なりの働く者が、一人の年寄を支える時代になってくるということを考えたときに、やはり、今後考えていくべきことは、そういったことになるということを前提に、どのように住民の暮らしを守っていくのか。あるいは行政活動を継続して安定したものにしていくということなのだろうと思います。

そういったことが、全国各地の地方都市において大きな課題になっておりまして、国の方では、地方創生というような大きな目標に向かっていかなければならないということで、号令をかけているということでございます。

私どもの大西市長が掲げる政策としまして、コンパクトなまちにしていこうというような、まちの形を提起されておりました。私ども職員もそういった大きな方向性に向かって仕事しております。今、行革の室長が苦しい答弁をずっとしておりますけれども、現場のそれぞれの実情をどう対応していくのかという部分において、目指すべき目標との関係において、確かに、いろいろ苦しい部分なり、理解をいただくのが難しい問題もあろうかと思うのですけれども、何とか良い方向に向けていかなければということと同じだろうと

思いますので、コンパクトエコシティーなりの持つておるものの考え方をどのように住民の皆さんに御理解を頂いて、そういったことでの意思統一をしていくのかっていうのが、我々の大きな仕事でもあるのだらうと思っております。

すこし個人的な意見を交えての話ですけれども、高齢者が増えているということに対して、行政の機構の作り方にも問題も確かにあるのだらうと思うのですが、一方では、地域において高齢者というものをどのように支えていくのだという、そういうソフト的な部分もあるのだらうと思います。そうしたときに、地域包括ケアというような分かり難い言葉かもしれませんが、社会全体で高齢者を支えていこうというような方向性も、一つ大きく出しておきまして、本当に難しい時代が来ています。今後、10年20年の中で人口が減り、高齢者の割合が増えているという状況の中で、行政も当事者として踏んばらないといけないのですが、お住みになっている住民、皆さん自身もどうしていくのかということ、しっかりお考えいただいて、まちづくりどうあるべきという議論をしっかり全員でやらないといけないのかな、というふうに思っているところでございます。

今申しあげたのは、個人的な意見でもございますが、いずれにいたしましても、3層構造なりの考え方を一つまとめて前に進んでいこう。その中で、いろいろ現場の実情に応じた対応はしていきましょう、ということにしていますので、その段階、その段階において御意見なりお伺いする中で、一つ一つの具体的な解決については、丁寧に説明をしていかないといけないのかなと思っているところでございます。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。石丸委員どうぞ。

○石丸委員 個人的な意見を申されたのですけれども、私も個人的な意見を、高松市が、今、コンパクトにならなければならないというようなところで、こういう集約型の総合センター近くに住みなさい、というふうな目標なのですけれども、香川県民は100万人近くは居るのですけれども。今は切れていますけれども、その香川県民が高松に住みたいというような、特色ある高松市であれば、コンパクトというのが吹っ飛ぶと、要は香川県の地域の中から高松に住みたい、住みたいとなれば、将来28万人になろうかということも考えられ、難いではないかというところで、もっともっと高松に特色を持てば、そういうようなことをしなくていいのではないのかと、いうふうな個人的な意見です。以上です。

○城下市民政策局長 議長

○議長（赤松会長） どうぞ。

○城下市民政策局長 市民政策局長でございます。高松市という都市が香川県に占める位

置というのは、はっきり申しあげて、半分以上の力を持っている都市だという理解をしております。線引きの廃止後、人口的な数字を見てみますと、高松はどうか人口増の状態をぎりぎり維持している状態がありますので、今後、高松としてどうするかについては、説明がすこし難しいところがあるのですけれども、今御意見いただいたような、高松への定住・移住交流というようなかたちで、住んでいただく人を増やしていこうということを積極的にやろうとしております。

そうしたときに問題になるのが、たとえば東京にいる人が高松に住むということで何百人も来てくれるというのは、非常に大きく歓迎したらいいことだろうと思います。

高松に帰ってきて、企業を起こして、会社を作って雇用も増やすということを是非どんどんやっていただきたい。ただ問題は、隣の町から、例えば綾川であったりとか、三木町であったりとか、さぬき市の方から高松に住むということをどんどん進めていったときに、香川県全体としてどうなのだという問題はそこにはあります。非常にこれは難しいテーマであります。その難しいテーマに対して行政的な一つのものの考え方は何かといいますと、広域連携というものの考え方で、香川県なり一つの市町村を超えた、隣の市町なりとの連携体制の中で、それぞれに地域が支えられていくような、方向性を出していけないかという議論が始まっております。

非常に難しい時代なのですけれども、将来の人口減少なり高齢化ということの大前提にしたうえで、持続的な都市というか、町というか、住民の暮らしをどうしていくのだということが、共通の全国的な課題となっておって、それぞれに知恵を絞ろうということになっております。いろんな解決があるのだらうと思うのですけれども、やはり、基本のキーワードというのは連携をすることと、もう一つはやはりどうしても集約化を図っていくということは、どうしても避けられないのではないかなというふうに、私自身も思います。

その現場での具体的な解決の仕方ということについては、いろんな方法論もあるし、いろんな利害も交錯しますので、十分な合意形成を図りながら、一つ一つ丁寧に前に向けていくという以外に方法論としてはないのだらうというふうに思っておりますので、こういった地域審議会での御意見につきましては、私どもの方も、しっかりと会議録も作りまして、上司の方に報告いたしますので、ただ今委員からいただいた御意見につきましては、間違いなく私どもの上司の方にも伝えてまいりたいと思います。

○議長（赤松会長） いいですか。

他に、特にないようでございましたら、次の項目に移ります。

どうぞ。

○松下副会長 すいません、時間がおしているところ。私個人の意見として、少し聞いていただきたらと思います。今、石丸委員からもありましたが、高松市に個性を持たすってということにすごく賛成してございます。いま、この人口激減なり、財政難なり、これから向かっていかなければいけないところは、大体私も分かりますし、賢い人間や利口な人ばかりだからわかっていると思うのですよ。

市長さんなりも、このコンパクトシティ目指して云々と言っても、切り捨てるつもりなんか微塵も考えてないと思います。やむを得ない、こうしかできないっていう、その苦しい中での進めて行っている過程だなんていうのも、すごく私は感じます。

だからこそ、余計に高松市だけ取りましたら、この香南地区でしたら、この香南地区はこういう個性を持って育てるから、この部分は辛抱してくれと、そういう説明なり取組を地域の私たちなりと共に、今すこし出ましたが、あまり議論というか、話し合いの場がないというのが、すごく私は違っていると思うのです。

もっともっと、仕方がないのであったら、どうやるのがこれから残されているか、見えてくるのかっていうのが、やはり現場の人たちと共に話し合うなり、夢を持つなりして、前に向いて進めていくべきではないかと。香南地区でしたら、この豊かな自然があるのですから。それと、高松市っていうのは、他県の人にお話し聞きますと、子育てには一番いい。いろんな数値から見ても、子育てには本当に理想の町なのですだよ。というのも聞かされます。ですから、もっともっと香南町でしたら、この自然の豊かさを利用して子育て特区とかいうふうな、どこからでも、あそこに行って子育てしたいというような、個性を持たすような政策を地元の人たちと共に相談しながら、一步一步前向いて進める。だから、ほかの地区にはこんなことが満たされているけど、ここは辛抱してよというふうな、なにかを辛抱するけれども、ここはこれだけの個性を持って豊かに取り組むよっていう、取り組みを各地区で個性を持たせて取組みしていただければ、いくら貧しくなっても、いくらしんどくなっても、各地域で一生懸命頑張って、これから先10年先、50年先、100年先、どうなっていくか大体想像つきます。

ほんとに、税金納めてくれる人、どんどん減ります。その中でどうやって地域で生きていくことができるかっていうのは、やはり地域の人間と行政の人たちが、私は知恵を出し合って、共に一歩ずつ前向いて進んでいくべきではないかなと日頃考えているところです

ので、是非、そういう部分もすこしだけでもいいですから、行政の中に取り入れていただければ、すごくありがたいと考えております。申しわけございません。

○議長（赤松会長） それでは私の方からも一言。一昨日の話ですけどね、今この行政再編のことの一部に包括支援センターの再編も動いています。だけど一般にはまだまだこれどころか、もっともっと理解されていません。香南の保健センターも、もう空き家になろうとしています。あれだけ立派な施設があって、あそこの貸館の管理も、今は保健センターだけど、人間は居ないのか常に居るのか、私にこんなことを言わすぐらい非常に希薄な状態になっています。よく知った人がいないといったら、居る人に大変失礼ですけども、保健師は少なくとも、当時はここにいた人が、今塩江とどこかと三つぐらい掛け持ちになって、しかも、こういった移行の動きがありますので、そちらの方に手を取られて、本来の仕事がかなりできてないという訴えが来ております。それから社会福祉協議会、これも合併によって、私の耳に入るのは、みんなが寄付してバスを買ったのに召し上げられてしまって、使いたい時にぜんぜん使えないというような苦情ばかり聞きます。それは、市の直接の関係ではないですけども、市の合併に合わせて社会福祉協議会も合併して、こちらには支所ということで職員居りますけれども、十分機能してないようです。それと、福祉センターと保健センターが、たまたま合築のような状態になっていますので、貸館の管理についても、今非常に問題化されつつございますので、併せてどこかにすこし置いて、何かのときに説明ができるようにしていただきたいと思います。

この項目について、他に関連質問ございませんか。御意見ございませんか。ないようですので、次の項目に移ります。すこしここで粘りましたけれども、次に項目番号 8 番、建設計画の期間内実施並びに地域審議会の設置期間の延長についてでございますが、御発言ございませんか。

石丸委員どうぞ。

○石丸委員 その他の方に関連するのか、この建設計画云々に関連するのかすこし微妙なところですので、ここで早めに質問させていただきたいと思います。地域審議会の回数とか、その予算とか云々で、来年度からどうするかという話が、クエスチョンであるというふうな文章だと思うのですけれども、できる限り現状維持、5年間延長されるのであれば、我々のチェック機能が必要であるというところで、現状維持。予算が1回開催するのにあたって、一人あたりが1万円×15人。全員来れば15人ですかね。その金額が1回少なくなると15万円、年間15万円安くなるのだと。そこで、かける6町で、それだけ分、

高松市全予算からそれだけ儉約できるから、1回にしてくれないだろうかという、なにかすこし話が食い違うようなところもありますけども、それは別として2回開催、本当は3回でも4回でもして欲しいのですが、そういうわけにはならないから、2回開催ということで、この答弁についての質問は終わりますけれども、建設計画というのが我々が、過去18年からチェックしながら、本年、本来なら終了であるというところであったのですが、まだまだチェックしなければならない。また5年間延長されたということで存続されるという微かな期待は持っているのですが、その建設計画、香南町側の建設計画は、ここでいろいろと議論されて、その法定協議会の中で、決められた建設計画、最終的には、高松市、また6町の町長さん、それと県知事が寄って調印式をしたというところで、契約が纏まったということなのですが、その折に高松市側の、うっかりというか、皆なかなか気が付かなかったのですが、旧高松市の建設計画もあったのかなど。それは、どこで議論したのだろうか。というのが振り返っての10年間で、旧高松市の事業の中で危機管理センターとか、未来館とか屋島競技場とか諸々が、合併特例債運用の事業として、遂行されているということなのですが、その屋島競技場については、ここ10年の中で議論、法定協議会、もし10年前に議論はすべき内容でもなかったし、突然降って湧いた事業が、個々の法定協議会や各町の地域審議会で議論されることなく、高松市当局側で、どんどん進められている合併特例債事業だということを今から振り返ったら、大分、私らは少ない金額に一生懸命議論して、あれやこれやと言っているけれども、高松市側はさらっと文章書いて、県や国の方に書類出したら、大きな事業として合併特例債が貰えたというようなところの、裏が色々と振り返ったら見えてきたということなのです。ということで、結果、質問なのですが、建設計画、旧高松市側の建設計画という書類はあるのか。それと、その書類の中にそれ以外に新しい事業はどれほど出てきたのか。

それと今後、27年・28年・29年。恐らく、長期計画・総合計画の中に合併特例債運用というような計画もあろうかと思うのですが、総額どれほどの金額を充て込んでいるのか。

というのが、前に去年の11月に、私が合併特例債高松市全域で550億円。これは間違いだそうで、520億円だったと思うのですが、520億円、そのうちの480億円が高松市が運用しているということを申しあげた時に、城下局長さんが、それは満額借り入れたときの金額であると言われたのですが、ある市議員さんから聞くと、

いやいや違うよ。石丸が言った分が合っているぞ。というふうに言われたわけなので、もしそうであればその認識は変えてほしいし、また、その議事録に残っていますので、多少答弁が必要になってくるのかと思うのですけれども。ですから、建設計画、その辺をどういうふうに、この高松市側の建設計画を考えているのか。その辺を含めて答弁をいただきたいのですけれど。

○議長（赤松会長） 多田次長

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 まず何点か御質問がございますけれども、第1点目。旧高松市側の建設計画の書類はあったかという御質問でございます。

高松市側の建設計画という書類はございません。高松市は、合併ということを受けて、その年度、年度で6町を含めた合併後の街づくりというのを考えて、毎年度事業計画。もちろん予算が伴いますけれども、それらを議会に諮った上で、年度、年度、決定してきたわけでございます。

従いまして、第2点目の新しい事業はという点でございますが、これにつきましても、種々、例えば、屋島とかこども未来館・危機管理センターについても順次、時点時点に応じて市域全体の問題点を検証した上で、議会に提案し議決を経て、事業化されてきたという認識であります。

あと、金額的な面につきましては、財政課の方から、この後の建設計画の変更に係る部分の説明にも関わってきますけれども、お答えしたいと思います。

○石原財政課長 財政課でございます。

石丸委員ご質問のとおり、大体、511億円程度が許可額という形になっております。

現在26年度ベースで、27年度に送っているものもあるので、それを含まれて、約240億円程を活用するという形になっています。今、現在のところで、合併特例債というはご存じのように、非常に地方交付税措置がある有利な起債でございますので、基本的には、まずそれを活用していこうというような形で計画しております。

○城下市民政策局長 私の昨年11月に御説明したことに、すこしエラーがあるという御指摘だったかと思えます。私がどのような御説明をして、それが、ここが違うぞということをもう一度ご教示ください。

○石丸委員 高松市の合併特例債の運用額が、将来含めての総額が520億円。その時には私550億円というふうに言ったのですが、520億円。この520億円のうち、合併町の使っている合併特例債は40億円程度であって、旧高松市は480億円であるという

ふうな質問というか、話の中に出てきたと、それについて、城下局長は、いやそれは違いますよと、500億円云々の金額については、合併特例債の満額の借入の金額であって、確か、200何億円という話をされたかも知れません。その辺は、すこし議事録を見なければいけないのですが、その辺の大きな狂いがあるという答弁をされた。

○城下市民政策局長 今、会議録が手元にあるのですけれども、私の記憶も含めてですが、その時点で御説明したかった趣旨は、合併後の高松市がいろんな基準の中で、合併特例債を借り入れることができる限度額というか枠について、500億円いくらありますということと、もう一つその時点ですでに、その枠の中で借入を起こして、市の借金になっている額が、200数十億円になっているという点は申しあげたと思います。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○石丸委員 その時の答弁はそうだったかも知れませんが、私の情報とすれば、私が言った内容が正しいと思っていたのですけれども。

○城下市民政策局長 委員の御意見というか、おっしゃりたい中身はどのようなことだったのでしょうか。

○石丸委員 500億円余りの総額のうちの480億円が、旧高松市側で使っているじゃないかと、要は屋島競技場とかいろんな諸々について、総額にすれば480億円。これから使う金額も含めてということなのですから。

○城下市民政策局長 合併後の高松市として、合併特例債を借り入れる限度額の数字が500億円いくらであって、実際にその時点で借入れをしている額は200数十億円であるというのは、事実であるということでもあります。そのやり取りに関連して、たしか、合特債に対する理解がいろんなところで、正しい認識もされていないというようなお話もあったかと思えます。その時に合特債というのは、どういう目的で措置されるものであるかという御説明も、確か私はしたと思うのですが、いくつか項目があって、一つは当然に建設計画に登載しているハードの建設事業に充てられますという、当たり前の話が先ずあります。

そのことと、合併の一体化の醸成というようなものの考え方で、全市域に亘る効果が及ぶ建設事業のようなものについても充てることができますよと、例えば陸上競技場なりという話になるわけです。さらに道路の話を申しあげたかと思えますが、合併町地区と旧高松を結ぶ主要な幹線道路のようなもので、一定の基準にあたるものについては、合特債の対象になる事業だということで、財源を充当しているというようなことを御説明も差し上

げたところでございます。その480億円ということの御発言に対して私自身は直接それにお答えはしていないのだろうと思っております。

○石丸委員 それでは、480億円という金額は一切耳にもしたこともないし、ということではよかろう。でいいのですかね。

○城下市民政策局長 昨年11月のやり取りの中で、私の口から480億円ということは申しあげてないと思います。委員さんの方から、そういうお話があったのだろうと思えますけれども、その時点で私がお答えしたのは、その500億円の枠がある中で、すでに今、借入れを起こしているのは、これだけということですと、それから合特債というのはどういうふうに使えるのかということについては、申しあげたというふうに私の記憶の中もそうであります。

○石丸委員 すこし帰って、ゆっくりと調べたいと思いますので。

○議長（赤松会長） 5年間の延長については、もうよろしいですね。次に移ります。

多田次長まだ何かお話し残っているような。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 項目8番、9番についてはこの後、協議事項の説明にも関わって参りますので、またその説明を聞いていただいた後でも御説明できると思います。

○議長（赤松会長） 後で説明いただくようになっていますので、取り敢えずこの項目を終わります。

次に、項目番号9番、建設計画に係る事業の予算措置について、御発言ございませんか。

○議長（赤松会長） 特にならぬようでございますので、アの建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について、と、イ建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等については以上で終わります。

### 会議次第3

#### (2) 協議事項

ア 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

○議長（赤松会長） 時間若干おしておりますけれども、続きまして、(2)の協議事項アの建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン

（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめにつきまして、地域政策課より説明をお願いいたします。多田次長お願いします。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 はい。地域政策課でございます。協議事項の、建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて、御説明をさせていただきます。資料の方は、資料3と書いているものでございます。

まず、趣旨に記載しておりますように、「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の一部について、別紙のとおり変更したいので、合併特例法の規定に基づき地域審議会の意見の取りまとめをお願いするものでございます。変更点でございますが、資料3の次にあります「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」変更（案）をご覧くださいと思います。右側に下線を引いている部分が変更箇所でございます。まず、計画の期間でございますが、平成32年度までといたします。次に、財政計画の5-1基本的な考え方でございますが、この財政計画は合併年度及びこれに続く15年度（平成17年度から～平成32年度）について、普通会計ベースで推計しています。作成にあたっては、平成17年度から平成25年度までの数値をそれぞれ決算額で、平成26年度については平成26年度3月補正後の予算額で見込み、平成27年度から平成32年度までの数値は、歳入歳出の項目ごとに現行制度を基本として過去の実績等を勘案しています。5-2歳入歳出の考え方でございますが（1）の歳入①地方税・地方譲与税・交付金のところで、過去の実績、現時点で明らかな制度改正等を踏まえる中で、現行制度を基本として、推計しています。②地方交付税等のところでは、臨時財政対策債を含む現行の普通交付税制度に基づくほか、普通交付税算定の特例措置（合併算定替）、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置などを見込んで推計しています。次のページで、③国庫支出金・県支出金のところですが、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案して推計しています。④⑤は変更ございません。（2）の歳出のところ、①人件費でございますが、第4次職員数の適正化計画（改定）及び退職予定者数などを見込んで推計しています。②は変更ございません。③公債費、平成25年度までの借入に係る地方債の元利償還金に加え、建設計画の事業実施に伴う合併特例債など、計画の期間中に発行する地方債の元利償還金を加算して推計しています。④物件費・補助費等のところでは、過去の実績等を踏まえて推計しています。⑤⑥は変更ございません。で、その次に歳入・歳出でございますが、次の別紙1が変更前、次の別

紙2に変更後を記載しております。非常に簡単でございますが、以上が建設計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについての説明であります。

なお、これは法律に基づく変更手続きでございますので、本日、皆様方に変更（案）を御了承いただきましたら、異議なしの書面を市長宛に提出していただき、県との協議、9月市議会での議決を経て、建設計画の変更となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。ただいま御説明をいただきました、建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。5年間延長に伴う、字句の訂正と、それから、その期間延長に対する考え方等が説明の要旨だったかと思いますが。

皆さん御発言がある方は、挙手をお願いします。

特に御質問がないようでございますので、この件につきまして、改めてお諮りいたしたいと思っております。建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更については、本日提案された内容のとおり変更することで、御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。皆さん異議なしでよろしいですか。はい、以上のとおりで報告します。

ありがとうございます。

それでは、建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更につきましては、皆様方に変更案を御了承いただいたということで、異議なしの文面で市長へ提出させていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

建設計画の変更を御了承いただきましたので、引き続き地域政策課から地域審議会の今後の運営等について、説明があります。多田市民政策局次長、地域審議会の今後の運営について説明をお願いします。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 引き続きまして、地域審議会の設置並びに、その組織及び運営の見直しについて、御説明をさせていただきます。資料の方はA4横カラーの資料でございます。

まず、見直しの内容でございますが、建設計画等の期間延長に伴い、地域審議会の設置

期間を5年間延長するとともに、定例会の開催回数を毎年度2回から毎年度1回に見直すものでございます。地域審議会の設置期間につきましては、建設計画の期間延長後においても、引き続き意見を述べる機会を確保されたい旨の要望があることや、建設計画等の登載事業について、進捗状況をチェックしていただき、合併町のまちづくりを的確に、また着実に推進する必要があるとの考えから、延長としたものでございます。

また、定例会の開催回数につきましては、多くの事業が完了し、審議案件が少なくなることや、必要に応じ、適宜、臨時会あるいは勉強会の開催が可能でありますことから、毎年度1回に見直した次第でございます。なお、委員定数につきましては、先の勉強会における委員の皆様からの様々な御意見を踏まえ、現状維持の15人以内で変更なしと致しております。

只今説明いたしました変更内容については、地区毎に定めている「地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議」を、変更する条例を定める必要がございますので、建設計画の変更に合わせて9月議会での議決をいただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤松会長） 只今御説明をいただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

植田委員どうぞ。

○植田委員 回数ですが、毎年度1回開催ということで、これはなにか市の方で完全に決めるものですか。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 これまで本日説明して参りましたように、全体とりまとめた資料で90パーセントのものが一定成果、結果が出ているということで、案件は少なくなるということなので、定例会としては一回と致したい。延長後、次年度からは定例会は1回と致したい。

ただし、必要があれば、案件を特定して臨時会、また勉強会というものの開催も可能でずという御説明を申し上げたところでございます。

○植田委員 臨時会はたとえばどういう形になるのですか。委員さんの3分の2以上が要望したとか、なにかそういう決まりはあるのですか。

○議長（赤松会長） お願いします。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 臨時会は3分の1以上の発議で、会長に申

し出るという手続きになります。

○植田委員 それは、項目を特に一つに絞ってやるとかいうのでなくて、とにかく地域審議会を開いてくれということで、臨時会を開けるのですね。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 臨時会の場合は、案件を特定してということになります。

○植田委員 案件を特定してということは、地域審議会の方で案件を特定しても構わないということですね。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 してもらいたいという委員の側から、会長の方に件名を示して発議することになります。

○植田委員 もう1点、ほかの5つの町も、もう審議会終わったと思いますが、これで了承したのですか。

○議長（赤松会長） はい。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 はい、ほかの5地区につきましては、毎年度1回ということで、昨日までに御了解をいただいております。

○植田委員 ということはもう香南地区が反対しても、もうそれはどうしようもないということですか。

○議長（赤松会長） すこしまってください。それは違います。他は他か、こちらはこちらです。

○植田委員 私は年1回の開催だったら、会議と会議の間が非常に長くなって、入ってくる情報も少なくなってくるだろうと思うのです。それで、委員さんの熱意とか緊張感もさめてきたり、なくなってくるような気がして。結局、開いても事務的・形式的な会議になってしまうような気がするのですが、そのあたりは如何でしょうか。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 年1回になるがために、委員の皆さんの熱意というのは、私どもからは申しあげることではないと思うのですが、市の考えとしては、これまでの10年間の経緯を踏まえて、定例会は1回でどうでしょうか、というご提案です。

○議長（赤松会長） すこし先ほどのことについて、たまたま私ども香南が最後の開催い

うことで、他の状況を今教えてくれたのですけれども、こちらはこちらとしての意見を聞いているところで、これが違う意見が出て、回答書に入れて市長の方に出すようになって、それもそれはいいのですか。これは次長にお尋ねしたいのですが。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 先程申しあげましたように、地区ごとに変更する条例を定める、地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を変更する条例を定めることになっていきますので、地区ごとの判断が必要かと思っております。

○議長（赤松会長） 重要な判断を迫られる時が来ておりますけれども、定例会を今までどおりの2回にするか、1回にするか。1回にしておいても臨時会を1回しても2回しても、それは構わないのですね。条例の変更なしでいいのですね。局長、なにか御指導いただけたら。

○城下市民政策局長 私どもから提案している内容は、今御説明しているとおりでございます。地域審議会というのは地区によっていろんな議論がありますし、議論の方向性も多分違うという事なのでそれぞれに、こういう形でご相談申しあげて御了解いただけるのであれば、市議会の方できちんとした約束事としておきたいということで申しあげております。私どもとしてお願いしたいのは、一定10年が経つ中で、それぞれの地区、案件がもう絞られてきているという状況もございますので、定例会というかたちのものは1回にさせていただきます、臨時会も開けるという仕組みがございますし、事実上、会長さんがやりましたという事になれば随時開けるという実質もございますので、もし年2回、3回されるというのであれば、そのような体制を我々とりまして、事務局の説明が要するという事であれば当然出席をして、御説明をする用意はございますので、提案の中身で御了解いただきたいというのが私どものお願いでございます。

○議長（赤松会長） ただ今、局長さんの方から、丁寧な説明が有りましたけれども、定例会は10年経ったから1回でよからうかと、だけど必要があれば臨時会で、1回でも、2回でも、2回だったら合計3回になる。そしたら日当も3回分貰えようになるのですけれど。変な話ですけど。ということなのですが皆さん、あらためてこれは、きちんと皆さんの意見を集約しておかなければいけないということでお諮りいたします。今、局長さんの方から説明があったように、定例は1回にしておいて、必要があれば私の判断で、皆さんから要望があつて会長がそれを認めたら1回でも、2回でも臨時会ができると。臨時会は勉強会でないから日当も出るということになるのですが、この線で御了解いただける方、挙手をお願いします。はい、全員賛成です。よろしく申し上げます。

○植田委員 勉強会の時に報酬を見直すと見直さないとかいう話が出たと思うのですが、報酬はどこに入っているのですか。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 報酬につきましては、この審議会自体にお諮りするものではありません。今後、市議会の方に条例改正案を提案して、それが認められればということになります。理由といたしましては、先の勉強会で御説明しましたようにほかの中核市、地域審議会が残っている中核市に比べて非常に高額になっていること、市の中の専門機関、審議会の委員報酬に比べてここだけが突出して高くなっていることで、担当課としては見直したい、減額させたいという意向を今持っているという段階でございます。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○植田委員 報酬について、意見は言ってもよいのですか。

○議長（赤松会長） どうぞ。

○植田委員 報酬は、意見は聞くものでないとおっしゃったのですが、ここで意見を言うのはいいのですね。私は地域審議会の、この今までの10年間これからの5年間、その地域審議会委員の、その役割が変わるのだったら当然見直しはすべきだと思いますが、色々考えていたら、もう役割は全く変わらないのかなと、それだったら報酬を変える必要はないし、逆に報酬を下げるということは、今までたくさん出していたのかと。いうふうなこともなりますから、報酬額は現状で行って頂きたいと、委員さんも、この審議会の案内があったら、仕事があったり用事があったりしても、ある程度それを犠牲にしても出席します。それから、私が今言ったことを高松市としても総合的に配慮してほしいと思うのですが。勉強会にも、何回か開かれたら無報酬で出席します。そういったことも総合的に考えてほしいと。それから、高松市が予算計上しているのは、恐らく6地区全体で、報酬240万ぐらいだろうと思いますが、ここで例えば20万なり30万削っても、それが一体どうしたのか、というぐらいの額ではないかと私は思います。それよりも、高松市の色々な事業がある中で、もっともっと節約しなければ事業はたくさん、知りませんが、あるのではないかというような気がします。ですから報酬は現状維持でお願いしたいと、これは個人的な意見ですけど。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 はい。

○議長（赤松会長） 多田次長どうぞ。

○多田市民政策局次長地域政策課長事務取扱 御意見があったことは、今後意思決定があった際に、お伝えしたうえで決定してまいりたいと思います。

○議長（赤松会長） そういうことで結構です。石丸委員どうぞ。

○石丸委員 先ほど全員が1回開催でよかろうというような挙手をしたわけなのですが、この意味は、あまり困らしたらいけないという意味合いも入っていると、2回であるということになると、香南だけが2回というのは、すこしバランスが狂うじゃないですか。そういうふうな説明もしなければならぬというふうなところで、あえて1回の挙手をしたというところを、汲み取っていただいて、臨時会、またそれから定例会、イレギュラーなときであっても、是非とも開催、快く参加、出席していただくようお願い致します。

○議長（赤松会長） はい。大体、話が終わったようですがけれども、余談が出たついでにもう一つ余談を。新しくそこに座った人もおいでますので、耳に入れさせてもらいます。

合併を進めていた、まだまだ合併の話が、それこそ緒に就いたときに、6町の町長以下、議会もたくさんところに合併の推進のための視察に行きました。全部話をするわけにはいけないので、一つを話しておきます。ある町に行った時には、合併したらその時の議員は全員地域審議会の審議員に就任してもらおうと。報酬は、議員の報酬そのまま横すべりだと。だから賛成に協力してくれという話があったのを、私は議員の立場から聞くと非常に耳寄りな話だったから、覚えているのです。

そこが、今どうなっているかわかりませんが、そんな話がありました。

それともう一つ、これは合併した6町の中で、合併するまでに統一地方選で町議会議員になっておられる町は、お隣の香川町さんもそうでしたけど、その時に合併の時点で議員の多くは失職しました。議員は国会議員のように、これぐらい掛けたら、これぐらい多くの議員年金くれる制度じゃない。町議会議員の議員年金制度というのは、一般の厚生年金と同じで、半額は本人負担で掛けていたのです。ところが、合併の時点で失職した時に、3期務めている人は議員年金の対象になったけど、2期の人は対象になりませんでした。2期も1期務めた人も、掛けた額ぐらい払い戻してくれるというのがあった。ところが、1期4年間務めてなくて、掛けるのが3年以上掛けてなかったら、掛けた額も戻してくれない。というのは、合併時分には全く説明がなかったのです。ところが、統一地方選で出られた議員さんは1月10日まで3年に達しなかった。掛けた額全額没収されたのです。一人当たり、2万数千円だろうと思いますけれども、それにしても、身銭を掛けたのを没収

された。そしたら、その被害にあった議員さんが言うのに、俺らが賛成したから合併できたのだと。そんなのを知っていたら反対した。そしたら6町の中でも合併できなかったところがなん箇所かあったと思います。

今、あまり私の用は無くなっていますけれども、6町の地域審議会の会長会の座長を私は暫く、今も座長という立場にはありますけれども。もうそんな話は無くなりましたけれども、なにか騙されたような感じがしばらく続いていました。今でも、時にその話が聞こえることがあります。

だから、こういうのではないですけれども、今、先ほどの最後の方に説明を聞きますと、財政が苦しくなっているから、報酬は我々は議決機関でない。諮問機関ですから、決めるのは議員さんが決めてくれる。企画はそちらですのですけれども、そういったルールはわかっていますけれども。我々の報酬の10万や20万削っても、一方で何十億という単位で増額されていますから、それと比較されると、また、私聞きたくない話を横から聞かなくてはいけない話になりますので。

参考までにお伝えしておきます。だからどうしてという意図は全くございませんけれども、そういった過去があって、だから私、開会のあいさつの中で、合併に至るまでの経緯の中では、そういったやり取りもあった、僅かなことですが、辛い思いや情けない思いをした人が、そこにはあったということをせめてここにおられる皆さんぐらひは、知っておいて欲しいなど、こんなこと言いまいと思ったけれども、言ってしまいました。

失礼いたしました。

ほかに皆さん方からお話ございませんでしょうか。

どうぞ、さきほどのことが分かったのですか。

○森田教育局次長総務課長事務取扱 教育委員会総務課森田でございます。

報告事項のイの方ですね。建設計画に係る27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容の4番、香南小学校大規模改修の着工のところで、樽谷委員さんからその14の中で6町の学校があるかということでしたね。一つは香川町の香川一中、それからもう一つ国分寺の国分寺中学校。この二つが、この香南小学校よりは古いということでもあります。以上です。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

ほかに皆さん方から、ございませんか。

特にないようでございますので、その他に移ります。

その他でございますが、特に、地域審議会として何か諮りたいことがございましたら、どうぞ。

○植田委員 3分で終わらせます。シャトルバスの運行路線の拡大について、お伺いというか、要望になりますが、現在香南町内では、高松市の御配慮によりましてシャトルバスが運行され、高齢者や通学者等の交通弱者、また職場へ通勤する人たちの貴重な移動手段になっておりますが、一方で利用状況の方は厳しいようですので、今後、更なる利用促進策が期待されるところです。このシャトルバスの運行ルートは池西支所からスーパーのキョーエイや香川支所などを經由して琴電の仏生山駅まで運行されて、平日は上りが1日16便、下り16便、そして片道の所要時間は約30分となっております。そこで、今日は私の個人的な考え方で恐縮ですが、1点、提案をさせていただきます。それは、今の運行路線を琴電の岡本駅まで延伸していただき、岡本駅から、香南町・香川町を經由して仏生山駅までをシャトルバスで結んでいただこうというものです。現在、香南町から仏生山駅までの所要時間は、さっきも言いましたが約30分。岡本駅まで路線が延伸されれば、香南町民にとって岡本駅はすぐ近くの駅というイメージがあり、実際に車で走ってみましても10分足らずですので、今はシャトルバスを利用せずに、別な方法で高松市中心部へ通勤している人や、通学している人たち等の中にも、移動手段を見直し、新たにシャトルバスを利用してくれる可能性は十分にあると思っております。さらに、琴平方面へ行く人も利用してくれると思いますが、特に多くの専門店や飲食店があり、また映画館も賑わっている、イオンモールへは岡本駅から10分程度でイオン最寄りの駅である綾川駅に到着しますし、また滝宮病院に行くのも便利になります。さらに、岡本駅には国分寺町や綾川町のコミュニティバスも乗り入れておりまして、JRの端岡駅に行くこともできますし、国分寺支所に併設されている国分寺ホールで、各種イベントやコンサートなども楽しむことができます。そういうことで、香南町民にとっては移動手段の選択肢が大きく広がることで、利用者の増加が見込めますとともに、香川町の人たちの中でも、かなりの人が利用してくれるようになると思っております。

どうでしょうか、香南町民の日々の生活の利便性向上と、公共交通の一層の利用促進のために、そしてこの提案が実現すれば、香南町の町づくりの基盤となる公共交通のネットワークができることとなります。町民は将来に向けて大きな安心感も得られます。ぜひ岡本駅まで路線を延伸していただけないでしょうか。もしお答え頂けるのであればお願いいたします。

○板東交通政策課長 交通政策課、板東でございます。お願いいたします。

香川町シャトルバスにつきましては、お話しにありましたように、琴電仏生山駅から池西支所まで約30分ということで、平日は往復36便、土日も往復20便運行されている状況でございますが、運行の経費を申しますと、年間1,800万程かかっております。実際料金収入を差し引いた額を赤字欠損、補てんをさせていただいているのですけれども。昨年度の年間の赤字額が970万円でございます。こうした中で、このバスを岡本駅まで延伸することになりますと、まず今、香川町の方で運行している運行の頻度が悪くなる可能性がございます。それから、利用状況によっては、今いった赤字額が更に膨れると、運行頻度が低下し、今香川町で利用されている方が、利用されなくなる可能性もあります。それから、香南町から岡本駅までを利用される数によっては、赤字額が更に増えるという可能性があります。

この路線については、県の方も一定の負担をしていただいております、県の方の赤字が増えるということで、県の方もなかなか難しい側面がございます。そういいながら、一方で市の方では駅からフィーダー交通というのですか、最寄りの駅から、フィーダー交通でフィダーバスとか、それから地域で最寄の駅まで行くコミュニティバスというのも積極的に進めなければならないと存じております。御提案いただいたお話というのは、そういう方向性に合致している話なので、私どもも検討していかなければなりません。

ただ、そういったバスにつきましては、収支の状況等とか、まず、地元皆様がそれを育てていただくような環境づくりが大事と考えていますので、また、地域審議会の皆様といろいろご協議していただきながら、今後の可能性について、探ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

○植田委員 今日初めての質問ですので、再質問はしませんけれども、いろいろお金の問題とか、いろいろ問題はあるかと思いますが、どうか、前向きに積極的に検討していただければ、ありがたいと思います。

○議長（赤松会長） 大変失礼いたしました。

大きな声で自分が喋ったから、大事なことを飛ばして行ってしまいました。失礼しました。

その他の中で関連して、はい、石丸委員。

○石丸委員 香南地区の地域審議会には関係ないかもしれないのですけれども、一昨年、26年9月1日付で、石丸さんのところの看板出している分が違反広告物ですよ、という

案内が来たわけなのです。看板の話なのですけれども、看板自体が交差点の停止線からある距離以内だとか、彩度、明度のバランスがちょっと鮮やか過ぎるというようなことで、撤去しなさいという内容だったのですけれども、その折には、私もまじめな方ですから、これは撤去しなければいけないということで、撤去計画書なるものを出して、その26年3月末までには撤去するつもりだったのですけれども、よくよく考えてみると、この看板、空の町の交差点のうどん店の看板ですけれども、看板は広告主が付けたのではなくて、それは設置業者に依頼してお願いしたと、設置業者がその距離基準とか、明度とかそういうものの平成10年の高松市条例を十分に把握しておけば、それは恐らくないものと石丸さんここのこれは基準があって、明るさとか距離はありますよと、言われれば、それはいけないということで、距離基準・明度基準・彩度基準の中の看板に、デザインしたり位置も決めたりすると、というところで、すこし疑問を思いまして、そのままにしていたのです。結果、また、あなたのところは計画とおりに出てないと、計画どおりにしなさいというふうなことで、再度違反広告、公告しますよというふうな内容だったと思いますけれども、私だけのことで、この地域審議会に出ているわけではなくて、この担当者の方に質問すると、とりあえず空港通りをターゲットにしている、というふうな話を聞いたわけなのですけれども、空港通りにおいても、この合併町及び旧高松市の交差点で違反する対象広告物はいくらかあるのだと、自分で見て行けば、非常に多いと、何とか病院・何とか歯科、何とかクリニック、それとか諸々の看板ですから、白っぽい看板、黒っぽい看板は出さないと、要は明るい看板で、恐らくこれも違反というのがよく見てわかるのですけれども、あその、宮脇、百十四、和幸の、あの交差点周りをみてもらったら、ほとんど対象物と違うかというようなことが考えられる。

そうなる看板の広告主はすべて撤去しなければならない。そのところに疑問が出てこようと思うのですよ。何故、条例をきちんと、私、広告主の方に伝えておいてくれないのだと。結果その広告物を撤去するのは広告主であって、それで、またどこかへ付けようと思うと設置の費用が掛かる。撤去と設置の費用が倍掛かるというような費用負担は、広告主ですよと文章で謳われている。それが空港通り、193号線、塩江の奥までとか。

(委員から発言あり)

最後まで聞いてください。

だからそういう対象者は合併町にも、結構いるでしょということなのです。

というようなことを、どれほど把握していたのですかということを知りたい。もし、その違

反されたものを広告側、それとかその設置した業者さんの方には、どういうふうな指導をしているのか。恐らくこれから、ほかの高松市全域の看板に及んでいくと。恐らく相当数の数に影響してくる。相当数の広告主さんが、恐らく疑問に思ってくるということです。というところで、この最初に言ったとおり、ここにはもしかしたら違うかもしれませんが、でも、合併町の担当者、それに関わる事業者さんも結構居られますよと、いうところで、一つの代表として言わしていただいた。以上です。

○木村都市計画課長 都市計画課木村でございます。よろしく申し上げます。屋外広告物につきましては、先程おっしゃられましたように改正しました、屋外広告物条例26年4月1日に施行しました。それに合わせまして、高松市の違反広告物是正指導事務処理要綱というものを策定しまして、違反広告物の広告主の方に対して、是正指導なりの送付を行っております。その是正指導によりまして、広告主から先程おっしゃられました、是正計画書を出していただいて判明した、違反広告物の設置業者さんに対しても同じように是正指導を行っております。

御指摘の、まず本来設置業者の指導でございます。確かに広告主の方にしてみれば、広告専門の業者に依頼をしているのに、その業者が違反行為をしているということで、まずは設置業者さんに指導をすべきでないかとお考えについては、確かによく理解はできません。ただ、違反広告物につきましては、広告物設置時に設置の届等が出てないものでございます。すなわち広告物を確認して設置業者を判別するということが、なかなか業者を指導しようにも、その業者がわからないということが一番の理由でもございます。また、広告主の方にも、これが適合でないということを知っていただくということで、まず広告主に是正指導を送付しているものでございます。

それで、広告主の方からその是正指導を、石丸委員のように受けとめていただいて是正計画書を提出いただいた場合には、設置業者も判明いたします。

それで、設置業者の方にも当然是正指導を進めてはおります。

市としましても、先程申しましたように、広告主の方から見れば、業者に頼んだのだから、業者さえきちんと適正にしていれば、業者が違反したのにたまったものではないというのは、十分わかりますので、本来広告業者さんを適正に指導していれば問題がなかったということでございまして、違反広告物の減少にあたっては、設置業者、広告業者の指導・周知徹底、指導をしていくことが一番効果的であるとは考えております。

なお、広告物の基準は先ほどおっしゃいました、色・大きさ・高さ、いろいろわかりや

すいものを目ざして作ったつもりでございます。区域ごとに基準も異なってわかりにくい点もございますことから、広告主の方とか、業者を通じてお問い合わせをいただいた場合には適正化にむけて、必ず除けなさいじゃなくて、大きさとかそういうようなのを変えるという。それで適正になるというケースもございますので、それはお問い合わせをいただいたら、御相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

まず、26年の4月から法が施行になっております。実際施行になった時点から適正に皆さん公平にやっていただくということで、違法広告物の調査してやっています。

限られた時間と限られた人員で 適正指導を行っていく場合にはどうしても効果的にやっていく必要がありますので、景観形成の重点地区、たとえば193の沿線でありますとか、栗林公園の沿線でありますとか、そういう重点的に、順番に、ほかのところは将来ほっておくという話ではございません。順番を付けて、順次いっております。その中で、今言いました景観形成重点地区の広告物で、今のところ、101件の是正指導を行っております。

○議長（赤松会長） はい、ありがとうございます。

予定の時間がきまりましたけれども辻市議、長時間にわたりましてありがとうございます。

閉会してから、ご指導いただいたらと思いますので、ほかにはないですか。

以上で、本日の会議日程は全部終了いたしました。皆様方には長時間にわたり御協議を賜り、また円滑な進行に御協力をいただき誠にありがとうございました。これをもちまして、「平成27年度 第1回高松市香南地区地域審議会」を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

午後4時57分 閉会

---

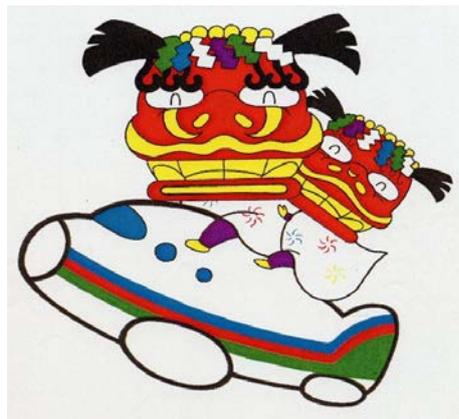
会議録署名委員

委員

中村 麗子

委員

丹生 脩



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」